

高議発第 740002 号

平成 26 年 6 月 13 日

中之条町聴覚障害者協会

会長 軽澤高征 様

群馬県吾妻郡高山村議会

議長 平形 富二夫



高山村議会に提出された陳情書審査結果について(通知)

平成26年5月13日付けをもって収受いたしました、高山村議会に対する陳情書については、平成26年高山村議会 第2回定例会において審査した結果、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

記

・陳情書の番号並びに件名

陳情第 17 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
審査結果	「採択」

連絡先

377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1

群馬県吾妻郡高山村議会事務局

事務局長 割田 信一

電話 0279-63-2111(内線80)

Fax 0279-63-2768

Mail s-warita@vill.takayama.gunma.jp

発議第3号

「手話言語法」制定を求める意見書について

上記の件について、別紙のとおり提出する。

平成26年6月13日提出

提出者 議員 奈良 哲 男

賛成者 議員 砂 川 勝

賛成者 議員 林 昌 枝

賛成者 議員 都 筑 康 弘

賛成者 議員 平 形 眞 喜 夫

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、過去のろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く要望します。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

内閣総理大臣	安倍 晋三	様
厚生労働大臣	田村 憲久	様
文部科学大臣	下村 博文	様
財務大臣	麻生 太郎	様

群馬県高山村議会